

入院における食事療養費の改訂について

令和7年			標準負担額(食費：1食あたり)	
			3月31日まで	4月1日以降
一般	① 一般(医療区分3または2)		490円→	510円
	② 指定難病者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)		280円→	280円
低所得Ⅱ	③ 低所得Ⅱ		230円→	240円
	④ 低所得Ⅱ (医療区分3または2)	入院日数が90日以下	230円→	240円
		入院日数が90日超	180円→	190円
	⑤ 低所得Ⅱ (指定難病者)	入院日数が90日以下	230円→	240円
		入院日数が90日超	180円→	190円
低所得Ⅰ	⑥ 低所得Ⅰ		140円→	140円
	⑦ 低所得Ⅱ (医療区分3または2)		110円→	110円

今回の改訂は、厚生労働省からの通知によるものですので、全国の医療機関共通の改訂額です。

ご不明な点がございましたら、医事課まで問い合わせください。